

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

岐阜県監査委員	若井 敦子
岐阜県監査委員	恩田 佳幸
岐阜県監査委員	鈴木 祥一
岐阜県監査委員	安田 典子
岐阜県監査委員	飯沼 敦朗

1 令和5年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を 講じたもの※ (C)	未措置 (A-B-C)
県が実施する建設事業における市町村負担金の徴収事務について	17	0	17	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年3月4日及び令和7年3月26日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置（検討事項）

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
建設政策課	<p>建設事業に係る負担金については、毎年度多額に上っており、今後も継続して実施されることが見込まれる。負担金の徴収事務については、建設事業に係る契約事務の手続上適時適切に実施されることが求められる。</p> <p>12機関（森林経営課、土木事務所（岐阜、大垣、揖斐、美濃、郡上、可茂、多治見、恵那、下呂、高山）、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所）においては、着工時まで徴収すべき負担金に係る納入通知書を、着工時から1か月から6か月経過した後に発付したため、結果として着工時から1か月から6か月遅れて負担金の50%相当額を収納していたり、着工時まで徴収すべき負担金の徴収を行わず、結果として完了時において当該負担金と完了時までに負担すべき負担金と合わせた負担金を着工時から5か月から12か月遅れて収納していたり、完了時まで徴収すべき負担金に係る納入通知書を、完了時から1か月から8か月経過した後に発付したため、結果として完了時から2か月から9か月遅れて負担金の50%相当額を収納していたりなどしていた。</p>	<p>本事案は、岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものであることから、令和6年4月に開催した定例土木事務所長会議において、各事務所に対し、関係規程に沿った適正な負担金徴収事務を行うよう周知・徹底を図った。</p> <p>また、徴収事務が極めて困難となる場合があることから、徴収時期及び分担率が定められていた財政課通知の内容を、分担率のみ定めたものとなるよう財政課へ協議した結果、令和6年7月4日付けで改正が行われた。</p> <p>また、市町村の予算措置がなされていない場合の徴収手続きについて、出納管理課へ協議を行い、令和6年10月29日付けで特例承認を受けた内容を含めた「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」を令和6年11月1日付けで制定し、関係所属へ通知した。</p>
都市整備課	<p>市町村の予算化の目途が立っていない状況であったなどのために、承諾書を基に徴収事務を行わなければならない事務処理は、対象となった事業の一部に過ぎず、残りの大半の徴収事務は、財政課通知等に沿って処理することができたと認められる。</p> <p>着工時の徴収事務において、起工に係る決裁時から着工時までの期間が比</p>	<p>本事案を受け、建設政策課が制定（令和6年11月1日付）した「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」、岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知（令和6年7月4日付け財第160号財政課長通知）に基づき、適切に事務を執行するように周知徹底した。</p>
下水道課	<p>流域浄水事務所が処理した建設負担金の徴収事務について、完了時まで徴収すべき負担金に係る納入通知書を、工期期日から7日間遅れて発付したものがあつた。</p> <p>同事務所に対し、改めて岐阜県会計規則や同取扱要領および平成28年4月1日付け財政課通知などの関係法令等を確認し、適切な時期に事務処理が行われるよう指導した。</p>	<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。</p> <p>所内で岐阜県会計規則取扱要領及び令和6年7月4日付けの財政課通知の内容について再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負</p>
岐阜土木事務所		

機関名	監査結果	講じた措置
	<p>較短的い場合に、徴収事務が極めて困難になることも想定される。また、完了時の徴収事務において、工期期日より早期に調定を行わなければ、完了時までまでに実施する必要がある徴収事務が極めて困難になることも想定されるが、上記の事態に対しては、各事業の状況を的確に確認・記録するなどして、例外的な措置を認める手続を執ることで、十分対応できるものと認められた。</p>	<p>担金の徴収にかかる事務取扱要領」について周知し、適正な徴収事務手続の徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金の収入計画の会計管理者への報告については、岐阜県資金管理要領に基づき状況に応じて適切に対応する。</p>
大垣土木事務所	<p>各事務所等の負担金の徴収事務においては、徴収額が一度に1,800万円余に上ることもあるが、収入計画を報告していないものがあつたため、資金計画の正確性を欠くこととなった。</p>	<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。</p> <p>所内で、岐阜県会計規則取扱要領及び令和6年7月4日付けの財政課通知の内容について再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」についても周知し、適正な徴収事務手続の徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金については、岐阜県資金管理要領に基づき、収入計画を整理して会計管理者へ報告することを周知徹底した。</p>
揖斐土木事務所	<p>また、適時収入された負担金は資金管理され運用収益が確保できるものであるが、徴収時期の遅れは得るべき収益の逸失となる。</p> <p>さらに、令和元年度から5年度における本県の一時借入金の実績累計をみると、85億円余から2,028億円余に上っているが、負担金の徴収事務を適時適切に行うことは、数箇月遅れて徴収するのに比べて、一時借入金を減らすことにもつながる可能性がある。</p> <p>これらのことから、事務所等が財政課通知に沿って、負担金の徴収事務を行うこと、加えて、事務所等の収支等命令者が収入計画を会計管理者に報告することは、本県の資金計画を立案する際により精度が高い判断材料の一部となり、効率的、経済的な資金運用・資金調達につながり、歳計現金の有効な活用及び適正な管理を図るとした資金管理の趣旨から適時適切に行うことが必要と認められる。</p>	<p>本事案については、岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものであるが、取扱要領のとおり実施できない事例や事務取扱方法が明確になっていないものがあつたため、主務課において、業務の実態に即したより適切な徴収事務手続ができるよう令和6年11月1日付けで「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」が制定されたところである。</p> <p>今回制定された事務取扱要領の通知を受け、適正な徴収事務が行えるよう関係規程の再確認を行うとともに、所内で手続きの周知徹底を図った。</p> <p>また、負担金徴収の際は、岐阜県資金管理要領に基づき、収入計画を会計管理者へ報告する必要があることについて、併せて所内で周知徹底を図った。</p>
美濃土木事務所	<p>については、各事務所等において、議決に定められている各事業に係る負担金の徴収事務を、原則として、財政課通知等に沿って行うとともに、各事務所等及びこれらを所掌する主務課において、負担金の徴収事務が適正に実施されるよう例外的な措置を認める手続の取扱いを定めるなど、業務の実態に即したより適切な徴収事務手続を検討されたい。</p>	<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。</p> <p>所内で岐阜県会計規則取扱要領及び令和6年7月4日付けの財政課通知の内容について再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」について周知し、適正な徴収事務手続の徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金の収入計画の会計管理者への報告については、岐阜県資金管理要領に基づき状況に応じて適切に対応する。</p>
郡上土木事務所		<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。所内で関係規程の再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課より発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」制定の通知を受けて、改めて手続きの周知、徹底を図った。</p> <p>また併せて、徴収予定の負担金について、岐阜県資金管理要領に基づき、収入計画を会計管理者に適切に報告することを周知徹底した。</p>
可茂土木事務所		<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものであり、その後令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課より、例外的な</p>

機関名	監査結果	講じた措置
		<p>措置を認める手続きの取扱いを定める「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」の制定について通知が発出されている。</p> <p>今後は、同通知を遵守し、岐阜県会計規則取扱要領や財政課通知の趣旨を踏まえ、適切に執行していくよう、所内で周知徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金について、岐阜県資金管理要領に基づき収入計画を整理して、会計管理者に報告することを周知徹底した。</p>
多治見土木事務所		<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものであり、その後令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課より、例外的な措置を認める手続きの取扱いを定める「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」の制定について通知されている。</p> <p>今後は、岐阜県会計規則取扱要領、財政課通知及び今回制定された事務取扱要領に基づき適切に執行するよう、所内で周知徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金については、岐阜県資金管理要領に基づき収入計画を整理し、会計管理者へ報告することを周知徹底した。</p>
恵那土木事務所		<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。</p> <p>所内で、岐阜県会計規則取扱要領及び令和6年7月4日付けの財政課通知の内容について再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」についても周知し、適正な徴収事務手続の徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金については、岐阜県資金管理要領に基づき、収入計画を整理して会計管理者へ報告することを周知徹底した。</p>
下呂土木事務所		<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。</p> <p>所内で、岐阜県会計規則取扱要領及び令和6年7月4日付けの財政課通知の内容について再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」についても周知し、適正な徴収事務手続の徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金については、岐阜県資金管理要領に基づき、収入計画を整理して会計管理者へ報告することを周知徹底した。</p>
高山土木事務所		<p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。</p> <p>所内で、岐阜県会計規則取扱要領及び令和6年7月4日付けの財政課通知の内容について再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」についても周知し、適正な徴収事務手続の徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金については、岐阜県資金管理要領に基づき、収入計画を整理して会計管理者へ報告することを周知徹底した。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
古川土木事務所		<p>告することを周知徹底した。</p> <p>本事案は岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものである。関係規定の再確認を行うとともに、令和6年11月1日付けで県土整備部建設政策課から発出された「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」制定の通知を受けて、所内で改めて手続きの周知、徹底を図った。</p> <p>また、徴収予定の負担金の収入計画については、岐阜県資金管理要領に基づき、会計管理者へ適切に報告することとした。</p>
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所		<p>市町村負担金の徴収事務の遅延等については、岐阜県会計規則取扱要領及び財政課通知の認識不足により発生したものであることから、関係規程の再確認を行うとともに、「県の行う建設事業における市町村負担金の徴収にかかる事務取扱要領」制定の通知を受けて所内で改めて手続きの周知、徹底を図った。</p> <p>また、有効かつ適正な資金管理に資するべく、所内連携のもと負担金の徴収予定を可能な限り把握し、収入計画へ登録するよう改めた。</p>
流域浄水事務所		<p>建設負担金の徴収事務について、完了時までに徴収すべき負担金に係る納入通知書を、工期期日から7日間遅れて発付したものがあつた。</p> <p>これは、岐阜県会計規則取扱要領第18条関係2の規定（工事請負契約の工期期日までに調定する）に従い、完了届の日付をもって調定を起案する運用をする中で、公営企業財務会計システムの仕様上、調定時に納入通知書発付日を設定する必要があることから、決裁期間を考慮し、調定の7日後を発付日としていたため、完了届が工期期日に提出されたことにより、納入通知書の発付が工期期日から7日後となったものである。</p> <p>今後は、工務担当者に建設事業の状況や変更契約の予定を適時確認し、工期期日前に余裕をもって事業費の額を確定した上で、速やかに調定するとともに、工期期日までに納入通知書の発付を行うため、必要最小限の決裁期間を設定することにより、財政課通知に沿った適切な処理を行う。</p>
森林経営課		<p>山のみち地域づくり交付金の負担金徴収については、農政部の徴収方法を参考に同様の方法で実施してきたが、農政部では、負担金等徴収条例に基づき徴収されていることから、条例がない当課においては、結果的に、岐阜県会計規則及び財政課通知の規定に沿わない徴収を行ってきた。</p> <p>今後は、工事を発注する農林事務所と連絡を密にし、起工何決裁日に調定決議をするとともに、速やかに納入請求を行い、工事の着工日までに徴収を行う。</p>